

平成 28 年度 厚生労働省税制改正要望

平成 27 年 9 月 11 日
ヒアリング資料

(所得税) №.3 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に
係る債務免除益の非課税措置の創設

【目次】

1. 市区町村が実施する医学生等修学等資金貸与事業に関する調査（概要）	1
2. 平成 22 年 10 月 18 日 大阪国税局 文書回答事例	4
3. 平成 24 年 3 月 9 日 名古屋国税局 文書回答事例	10
4. 平成 21 年 12 月 16 日 国税庁 文書回答事例	14

厚生労働省医政局地域医療計画課

【調査概要】

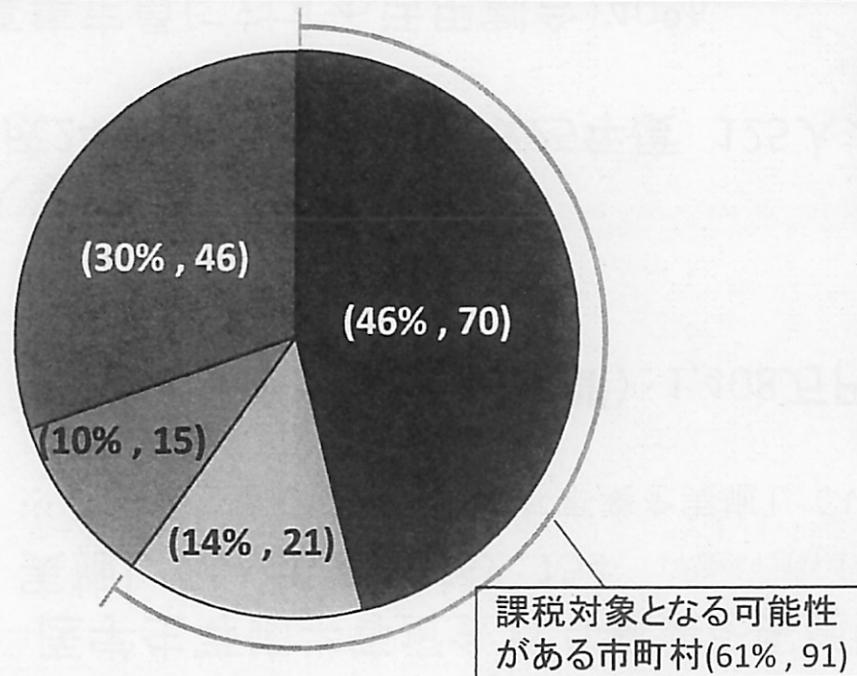
市区町村が実施する医学生等修学等資金貸与事業

- ① 調査方法:各都道府県経由で照会
- ② 医学生等修学等資金貸与事業を実施している地方公共団体数
実施している市町村数:154 (平成26年度時点)
※ 医学生等修学等資金貸与事業を実施している市区町村を有する都道府県数:34
- ③ 平均貸与金額(大学6年間):1,408万円
- ④ 活用実績:
(人数) ※ 新規貸与者
平成24年度 129人／平成25年度 125人／平成26年度 146人

(募集定員に対する活用割合)40%
※
$$\frac{\text{平成24～26年度の活用人数の平均}}{\text{募集定員}} \times 100\%$$
 により算出

【適用見込み】

課税対象となる可能性がある、医学生等修学等資金貸与事業を実施している市区町村数

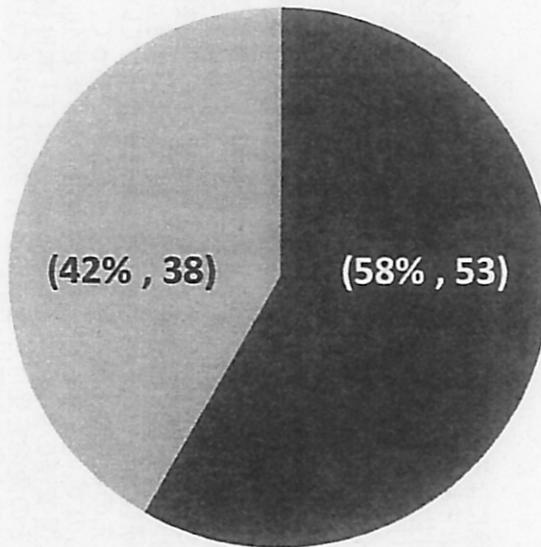


債務免除の要件として指定する
卒業後の勤務先の選択肢

- 課税①:
1つの市区町村立医療機関
 - 課税②:
複数医療機関(市区町村立医療機関のみ)
 - 非課税①:
市区町村立以外の1つの医療機関
 - 非課税②:
複数医療機関(市区町村立以外の医療機関を含む)
- (%, 市区町村数)

課税対象となる可能性がある、医学生等修学等資金等貸与事業を実施している市町村数は「91」
(全体の61%)

課税対象となる可能性がある、医学生等修学等資金貸与事業を実施している市区町村における債務免除の方法



- 債務免除の方法
- 一括して債務免除とする市町村
- 分割して債務免除とする市町村

課税対象となる可能性がある、医学生等修学等資金貸与事業を実施している市区町村のうち、債務免除益について、一括課税がなされる可能性のある市町村数は「53」（全体の58%）

医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

〔照会〕

照会の内容	① 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙の1のとおり
	② 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙の2のとおり
	③ ②の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由	別紙の3のとおり
	④ 関係する法令条項等	所得税基本通達9-15
	⑤ 添付書類	

〔回答〕

⑥ 回答年月日	平成22年10月18日	⑦ 回答者	大阪国税局審理課長
⑧ 回答内容	標題のことについては、下記の理由から、貴見のとおり取り扱われるとは限りません。なお、この回答内容は、大阪国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではないことを申し添えます。		
<p>記</p> <p>(理由)</p> <p>1 修学等資金の返還債務の免除による経済的利益について</p> <p>使用者が役員又は使用人(以下「使用人等」といいます。)の資格等取得費用を負担する場合の使用人等が受ける経済的利益については、原則として給与所得として課税の対象となります。が、所得税基本通達9-15により、その費用負担が使用者の業務遂行上の必要に基づき行われるものであって、使用人等としての職務に直接必要な資格等を取得させるために行われていると認められる場合には、使用者から使用人等に経済的利益を供与されているとは認め難いことから、その費用として適正なものに限り、課税しないこととしています。</p> <p>ご照会の修学生等に対する修学等資金の貸与及び免除については、①医師の場合には、勤務医としてだけでなく、開業医として独立することも可能であるとともに、②享受することになる経済的利益の額も多額(医科大学在学の6年間で1,200万円)であり、上記通達の強いて課税しないこととしている趣旨、範囲を大きく逸脱することになると考えられますので、当該通達の適用はなく、修学等資金の返還債務を免除されたときに課税関係が生じることとなります。</p> <p>なお、臨床研修医及び専門研修医については、既に医師免許を取得している者であり、初期臨床研修及び専門研修は、研修先の病院から給与が支給されるものであって、研修費用を負担して受講するものではありませんので、そもそも上記通達の適用はありません。</p> <p>したがって、修学等資金の返還債務の免除による経済的利益(以下「本件債務免除益」といいます。)の課税関係については、その免除を受けた理由により、次のとおりとなります。</p> <p>(1) 在職期間が貸与期間に相当する月数に達した場合</p> <p>貸与期間に相当する期間、常勤医師として勤務したことによるものと認められますので、給与所得に該当します。</p> <p>(2) 在職期間中に公務等により死亡した場合</p> <p>修学生等の死亡によって返還債務が免除されるものですので、修学生等に対して所得税は課税されません。また、修学生等の死亡により修学等資金に係る返還債務が消滅していますので、修学生等の相続人が承継する債務ではなく、相続税の課税関係も生じません。</p> <p>(3) 在職期間中に公務等に起因する心身の故障のため免職された場合</p> <p>市民病院を退職したことに基づいて一時に受けるものと認められますので、退職所得となります。</p> <p>(4) 市長の裁量により免除された場合</p>			

- 1 修学生等が死亡した場合(在職期間中の公務等による死亡を除きます。)
修学生等の死亡後に市長の裁量により免除されるものについては、その返還債務を承継した相続人にに対するものとなります。
この場合の本件債務免除益は、対価性のない一時の所得と認められますので、当該相続人の一時所得となります。
- 修学生等が精神又は身体の障害により修学等資金を返還することができなくなったと認められた場合
修学生等が在学中(他の病院において臨床研修医又は専門研修医として勤務している場合を含みます。)であるか市民病院において常勤医師又は臨床研修医若しくは専門研修医として勤務しているかどうかにかかわらず、あくまでも修学等資金の返還が困難と認められる場合に市長の裁量により免除されるものですので、対価性のない一時の所得として修学生等の一時所得となります。
- 2 無利息貸付けに係る経済的利益について
無利息貸付けに係る経済的利益については、市民病院に勤務している期間に対応しないものは雑所得、勤務している期間に対応しているものは雇用関係に基づく給付として給与所得となります。

ホーム>大阪国税局>文書回答事例>所得税>医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて>別紙 医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて(照会)

別紙 医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益等の取扱いについて(照会)

1 事前照会の趣旨

当市では、医師の確保を図り当市の医療の提供の充実に寄与することを目的として、「K市立市民病院医師修学等資金貸与条例」及び「K市立市民病院医師修学等資金貸与条例施行規則」(以下、これらを併せて「貸与条例等」といいます。)に基づき、将来、K市立市民病院(以下「市民病院」といいます。)に医師として勤務する意思を有している医学生、医師免許を有する大学院生、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「初期臨床研修」といいます。)を受けている医師(以下「臨床研修医」といいます。)及び初期臨床研修を修了した医師のうち専門領域に関する研修(以下「専門研修」といいます。)を受けている者(以下「専門研修医」といいます。)に対して、修学又は研修に要する資金(以下「修学等資金」といいます。)を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」といいます。)を実施しております。

また、修学等資金の貸与を受けた者(以下「修学生等」といいます。)が一定の要件に該当することとなつたときには、当該修学等資金の全額について返還が免除されることとなっているほか、一定の事由が生じたときには、市長の裁量により当該修学等資金の全部又は一部について返還を免除することとしています。

この場合の修学等資金の返還債務の免除による経済的利益(以下「本件債務免除益」といいます。)等については、下記3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

2 事前照会に係る取引等の事実関係

(1) 本件制度の対象者

本件制度に基づく修学等資金の貸与は、将来、医師として市民病院に勤務する意思を有している医学生、大学院生、臨床研修医及び専門研修医を対象として行われます。

(2) 貸与額

貸与額については、修学生等の貸与時の状況に応じて、それぞれ次のとおりとなります。

- イ 医学生のうち、第1学年から第4学年までに在学する者については月額150,000円
- ロ 医学生のうち、第5学年及び第6学年に在学する者については月額200,000円
- ハ 臨床研修医については月額200,000円
- ニ 専門研修医及び大学院生については月額500,000円以内の希望額

(3) 修学等資金の貸与時期

修学等資金の貸与は、その年の4月から9までの期間に係るものについては5月に、10月から翌年の3月までの期間に係るものについては10月に、それぞれ一括して支給することとしています。

(4) 貸与期間

貸与期間は、個々の契約により定められますが、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に掲げる日の属する月までの期間となります。

- イ 医学生として貸与を受ける者
大学の医学部を卒業する日(正規の修業年限を限度とします。)
- ロ 大学院生として貸与を受ける者
大学院の医学を履修する課程を修了する日(3年間を限度とします。)
- ハ 臨床研修医として貸与を受ける者
初期臨床研修を修了する日(2年間を限度とします。)
- ニ 専門研修医として貸与を受ける者
専門研修を終了する日(3年間を限度とします。)

(5) 修学等資金の返還

修学等資金の返還は、貸与期間が終了した月の翌月から起算して2月を経過した月(以下「返還開始月」といいます。)から月賦又は半年賦により行われ、貸与期間に相当する月数内に完済することとなります。一定の事由により返還の猶予を受けている場合には、その猶予期間が終了した日の属する月の翌月から起算して2月を経過した月から行うことになります。

なお、返還を猶予する場合及び期間は、次のような場合です。

- イ 修学生等が返還開始月の初日において市民病院の医師として勤務している場合 市民病院において医師として在職する期間。
- ロ 医学生として修学等資金を受けた者が返還開始月の初日において初期臨床研修を受けている場合 当該初期臨床研修を受けている期間。ただし、2年間を限度とします。
- ハ 上記ロにより返還の猶予を受けた者が返還開始月の初日において専門研修を受けている場合 当該専門研修を受けている期間。ただし、3年間を限度とします。

(6) 修学等資金の返還免除

- イ 次に掲げる場合に該当することとなったときは、修学等資金の返還債務が免除されることとなっています。
 - (イ) 修学等資金の貸与期間終了後、直ちに市民病院において医師として採用され、かつ、市民病院に医師として在職した期間(ただし、臨床研修医及び専門研修医として勤務している期間は含まれません。以下「在職期間」といいます。)が貸与期間に相当する月数に達したとき
 - (ロ) 在職期間中に公務若しくは通勤(以下「公務等」といいます。)により死亡し、又は公務等に起因する心身の故障のため免職(公務等に起因する心身の故障のため退職する場合で、将来にわたつて医師の業務に従事することができないと市長が認める場合を含みます。以下同じです。)されたとき
- ロ 上記イ(ロ)を除き、修学生等が死亡したとき又は精神若しくは身体の障害により修学等資金を返還することができなくなったと合理的に認められるときは、市長は、裁量により返還債務の全部又は一部を免除することができます。

(7) 当市と修学生等との雇用関係

市民病院は、「K市の病院事業の設置等に関する条例」により設置された病院であり、市民病院に勤務する医師等は、当市の給与条例に従い、当市から給与の支給を受けることとなります(市民病院において初期臨床研修及び専門研修を受ける医師についても同様です。)が、修学等資金の貸与を受けてから市民病院に勤務するまでの間は、研修先が市民病院となる臨床研修医及び専門研修医を除き、当市と修学生等との間に雇用関係は存在しません。

(8) 研修に係る費用

初期臨床研修及び専門研修を受ける医師については、研修に当たり負担すべき費用はありません（研修先の病院において給与が支給されます。）。

3 事前照会者の求める見解となることの理由

（1）本件債務免除益について

修学等資金の返還債務は、上記2(6)のイ及びロのとおり、①在職期間が貸与期間に相当する月数に達した場合、②在職期間中に公務等により死亡した場合、又は③在職期間中に公務等に起因する心身の故障のため免職された場合には、これらの事由の発生により必然的に免除され、④公務等以外の理由により死亡した場合、又は⑤精神若しくは身体の障害により修学等資金を返還することができなくなつたと認められた場合には、市長の裁量により免除されることになります。

これらのいずれの場合においても、本件債務免除益については、次の理由から、課税しなくて差し支えないものとして取り扱われると考えます。

イ 現在、市民病院における医師の不足が深刻な課題となっていることから、当市では、医師を確保するための施策として本件制度を実施しているところです。

ロ 所得税基本通達9-15では、「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。」とされています。

ハ 本件制度は、当市の医療提供体制の確保を目的として、市民病院における業務遂行上の必要に基づいて実施しているものであって、医師の資格を取得することや医師として必要な研修を受けることは、市民病院の使用人としての職務に直接必要なものといえます。

ニ また、修学等資金の貸与及びその返還債務の免除は、貸与条例等に基づき実施するものであって、特定の者に利益を与えることを目的として恣意的に行われるものではなく、適正なものであると考えます。

ホ したがって、本件債務免除益については、平成21年12月16日付国税庁文書回答「看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて」において示されている取扱いと同様に、所得税基本通達9-15に準じて課税しなくて差し支えないものとして取り扱われると考えます。

（2）無利息貸付に係る経済的利益について

上記(1)のとおり、修学等資金の返還債務の免除による経済的利益が課税されないことから、これに付随する無利息貸付けに係る経済的利益についても課税されることはないと考えます。

〒540-8541 大阪市中央区大手前 1-5-63 電話番号06-6941-5331(代表)／Copyright(c)国税庁

ホーム > 名古屋国税局 > 文書回答事例 > 所得税 > 県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

照会

照会の内容	① 事前照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び事前照会者の求める見解の内容)	別紙1のとおり
	② 事前照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙2のとおり
	③ ②の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由	別紙3のとおり
	④ 関係する法令条項等	所得税法第9条
	⑤ 添付書類	

回答

⑥回答年月日	平成24年3月9日	⑦回答者	名古屋国税局審理課長
⑧回答内容	<p>標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。</p> <p>ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) ご照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) この回答内容は名古屋国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。</p>		

〒460-8520 名古屋市中区三の丸 3-3-2 電話番号052-951-3511(代表) / Copyright(c)国税庁

ホーム > 名古屋国税局 > 文書回答事例 > 所得税 > 県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について > 県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

別紙1 事前照会の趣旨

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、B県医学生修学資金貸付規則(以下「本件規則」といいます。)を制定し、平成20年4月から、将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第30条の4第2項第5号イからヘまでに掲げる医療(注)に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(注)具体的には、①救急医療、②災害時における医療、③へき地の医療、④周産期医療、⑤小児医療(小児救急医療を含む。)及び⑥その他特に知事が必要と認める医療をいいます。

別紙2 事前照会に係る取引等の事実関係

1 本件奨学金等の対象者及び貸付金額等

本件制度では、本件規則(平成20年4月施行)に基づき、下表のとおり修学に要する資金を、第1種修学資金(以下「本件奨学金1」といいます。)又は第2種修学資金(以下「本件奨学金2」とい、本件奨学金1と併せて「本件奨学金等」といいます。)として無利息で貸与しています。

なお、本件制度では、奨学生が一定の要件に該当することとなったときに、本件奨学金等の全額についてその返還債務を免除します。

項目	第1種奨学金(本件奨学金1)	第2種奨学金(本件奨学金2)
対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>① B大学医学部医学科の地域枠入学者</p> <p>② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者</p>	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>① B大学医学部医学科在学者(地域枠入学者を除く)又は県内出身者であってB大学以外の大学の医学を履修する課程に在籍している者</p> <p>② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者</p>
※他の同種の修学資金の貸付等を受けている者を除く。		
募集人数	25名(新規貸付分)	10名(新規貸付分)
貸付金額	月額:100,000円 授業料相当額:535,800円(年額)	月額:100,000円 (6年間の合計:7,200,000円)

入学金相当額:282,000円(初年度入学時) (6年間の合計:10,696,800円)		
利息	無利息	同左
貸付期間	原則として、大学の正規の修業期間	同左

2 返還免除の要件

本件奨学金等の返還債務が免除される要件は次のとおりです。

なお、返還免除を受けない場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月から起算して1年以内に、貸与を受けた本件奨学金等を一括して返還しなければならないこととしています。

(1) 本件奨学金1

次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。

- ① 医師免許取得後、直ちに臨床研修を県内医療機関で修了すること
 - ② 臨床研修修了後引き続き、B県内協議会(注)が奨学生の希望を踏まえて作成するプログラムに基づき、県内医療機関で貸付期間の1.5倍に相当する期間を業務に従事し、そのうちの3分の2に相当する期間を知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に勤務すること
- (注) B県内協議会は、B県内に勤務する医師の育成と地域医療の確保を目的としてB県内の主要9病院及びB大学医学部によって構成される組織です。

【例】本件奨学金1の貸付けを6年間受けた場合における返還免除に必要な勤務期間

大学6年間	臨床研修	業務従事必要期間9年(6年×1.5)								
貸付期間 (6年)	(2年間) 県内医療機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		指定医療機関			県内医療機関			指定医療機関		

(2) 本件奨学金2

次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。

- ① 医師免許取得後、直ちに臨床研修を県内医療機関で修了すること
- ② 臨床研修修了後、引き続き県内医療機関で貸付期間と同期間(貸付期間が2年未満の場合は2年)を業務に従事し、そのうちの2分の1に相当する期間を指定医療機関に勤務すること

(3) 指定医療機関の範囲

上記(1)及び(2)における指定医療機関として、公的な医療機関等を中心に95の医療機関が指定されていますが、これらのうち当県が直接運営する病院が1機関、当県が出資して設立した地方独立行政法人が運営する病院が3機関含まれています。

別紙3 事前照会者の求める見解となることの理由

所得税法第9条第1項第15号では、学資に充てるため給付される金品(以下「学資金」といいます。)は非課税とされていますが、学資金であっても、給与その他対価の性質を有するものは、非課税の対象から除外と規定されています。

また、市販されている書籍では、学生に対し卒業後自社に勤務することを条件に奨学金を無利息で貸与し、一定期間勤務すればその返済を免除する場合の課税関係について、将来の雇用を条件として支給するものは、給与その他対価の性質を有するものと認められるので非課税の学資金には該当しないとされて

います。

すなわち、学資金の返還免除に係る経済的利益が所得税法第9条第1項第15号に規定する学資に充てるため給付される金品として非課税となるかどうかは、給与その他対価の性質を有するか否かにより判断することとなると考えます。

本件制度においては、大学卒業後の一定期間に県内の医療機関で業務に従事する意思のある者を貸付対象とし、その返還免除についても、医師免許取得後貸付期間に応じた一定期間、県内医療機関において業務に従事することを要件とするもので、本件奨学金等の貸与者である当県が運営する医療機関への勤務を条件とするものではありません。

また、当該一定期間のうちの一部の期間(3分の2又は2分の1)は、指定医療機関において業務に従事することが求められていますが、この指定医療機関として現在95の医療機関を指定しており、そのうち当県が直接運営する医療機関及び当県が出資して設立した医療機関(地方独立行政法人が運営)は4機関にすぎません。

さらに、県内医療機関及び本件奨学金2の場合の指定医療機関への勤務は奨学生の選択によることとし、本件奨学金1の場合の指定医療機関への勤務についても、奨学生の希望を踏まえた上でB県内協議会が作成したプログラムに基づき決定することとしています。

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわりなく学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係ではなく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

なお、本件奨学金1では、入学金及び授業料とは別に毎月10万円の奨学金を貸与することとしていますが、これは、下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用など、医学生が修学する上で必要と認められる範囲で貸与するものであり、学資金として相当なものと考えています。

ホーム > 税について調べる > 文書回答事例 > 源泉所得税 > 看護学生等に貸与した奨学生に係る債務免除益等の取扱いについて

看護学生等に貸与した奨学生に係る債務免除益等の取扱いについて

取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会

照会

照会者	①(フリガナ) 団体の名称	(ドクリツギョウセイホウジンコクリツビョウインキコウ) 独立行政法人国立病院機構
	②(フリガナ) 代表者等	(リジチョウ ヤザキ ヨシオ) 理事長 矢崎 義雄
照会の内容	③ 照会の趣旨(法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者による求める見解の内容)	別紙記載の項目1のとおり
	④ 照会に係る取引等の事実関係(取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係等)	別紙記載の項目2のとおり
	⑤ ④の事実関係に対して事前照会者の求める見解となることの理由	別紙記載の項目3のとおり
	⑥ 関係する法令条項等	所得税法第9条第1項第14号、所得税基本通達9-15
	⑦ 添付書類	・独立行政法人 国立病院機構奨学生貸与規程 ・独立行政法人 国立病院機構奨学生貸与要領

回答

⑧回答年月日	平成21年12月16日
⑨回答者	国税庁課税部長
⑩回答内容	標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。 ただし、次のことを申し添えます。 (1) ご照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合は、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。 (2) この回答内容は国税庁としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありません。

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁

ホーム>税について調べる>文書回答事例>源泉所得税>看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて>看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて(照会)

別紙

平成21年11月30日

国税庁課税部長

岡本 榮一 殿

独立行政法人国立病院機構
理事長 矢崎 義雄

看護学生等に貸与した奨学金に係る債務免除益等の取扱いについて(照会)

1 事前照会の趣旨

独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」といいます。)では、病院に必要な看護師又は助産師(以下「看護師等」といいます。)の確保を目的として、「独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程」(以下「本件貸与規程」といいます。)を定め、平成21年4月から、国立病院機構に属する全国145の病院すべてにおいて、看護学生に対する「奨学金貸与要領」を設けて奨学金制度を実施しております。

この奨学金制度に基づき無利息で奨学金の貸与を受けた看護学生が、卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、看護師等としてその貸与期間相当の期間業務に従事したときは、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合の奨学金の無利息貸付け及びその返還債務を免除したことによる経済的利益については、課税しなくて差し支えないものとして取り扱ってよろしいか照会いたします。

2 事前照会に係る取引等の事実関係

本件貸与規程は、国立病院機構が看護学校等に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定め、病院に必要な看護師等の確保を目的とするものです(本件貸与規程1条)。

奨学金の貸与対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、奨学金の貸与を受ける病院に常勤職員として勤務することを希望する学生とし、その旨を記載した「奨学生誓約書」を奨学金の貸与を行う病院の院長(以下「院長」といいます。)に提出します(本件貸与規程3条、5条)。

奨学金の貸与期間は、奨学生(奨学金の貸与を受ける者)になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度(最長4年間)までの期間で、貸与額は、各病院が定めている「奨学金貸与要領」によります(本件貸与規程6条)。

奨学金は無利息で貸与し、奨学生が看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、常勤職員として引き続き貸与期間相当の期間業務に従事したときは、(1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分)奨学金の返還債務を免除します(本件貸与規程7条、11条)。ただし、奨学生が看護師等の免許を取得できないとき、卒業後奨学金の貸与を受けた病院に勤務しないときや自己都合で退職した場合には、院長の指定した日までに奨学金の全額(又は残額)を返還しなければならないほか、国立病院機構会計規程に基づく延滞金支払も必要となります(本件貸与規程12条、13条)。

なお、奨学金の貸与額は、各病院の「奨学金貸与要領」において、年間40万円から80万円の範囲で定められており(注)、また、それ以外の部分は本件貸与規程と同じ内容となっております。

(注) 看護学生が負担する在学費用について国立病院機構附属看護学校(以下「附属看護学校」といいます。)を例にとると、年間の授業料、教科書代、教育活動費その他実習費等の附属看護学校に支払わなければならない金額は、年間約90万円であり、貸与額は在学費用の範囲内とするようにしています。

3 事前照会者の求める見解となることの理由

現在、国立病院機構の各病院における看護師の離職率は、平均で約11%と非常に高く、常に新規の採用が必要な状態にあり、看護師等の確保が重要な課題となっています。そのため、国立病院機構としては、病院に必要な看護師等を確保するための施策として奨学金制度を定め実施しているところです。

また、国立病院機構以外にも看護学生に対する同様の奨学金制度を実施している病院が多数見受けられるところであり、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が制定されていることからも推察されるように、一般的に他の病院においても同様に看護師不足の状態にあるのではないかと考えられます。

ところで、所得税基本通達9-15では、「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。」とされています。

国立病院機構における奨学金制度は、看護師等の確保を目的とするものであって、病院が経済的合理性を踏まえその業務遂行上の必要に基づいて実施しているものであって、看護師等の資格は、病院の使用人としての職務に直接必要なものといえます。

また、上記通達は、既に雇用関係のある使用人等に対して支給する職務上必要な技術・資格の取得費用についての取扱いを定めたものと考えられますが、本件の奨学金制度に基づく奨学金の貸与は、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受ける病院に常勤職員として勤務することを希望する学生を対象とし(誓約書の提出が必要)、将来の勤務を前提とするものであることから、使用人等に対して支給するものと特段の差異はないと考えます。

さらに、奨学金の貸与及びその返還債務の免除は、本件貸与規程及び各病院の奨学金貸与要領に基づき実施するものであって、特定の者に利益を与えることを目的とするなど恣意的に行われるものではないこと、及び奨学金の貸与額についても、上記2(注)のとおり、看護学生が負担しなければならない在学費用を超えるものではないことからみても、適正なものであると考えます。

以上のことから、奨学金の無利息貸付け及びその返還債務を免除したことによる経済的利益については、所得税基本通達9-15に準じて課税しなくて差し支えないものとして取り扱われる考え方です。

以上

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright(c)国税庁